

第1章  
第1条  
(約款)

1. 貸融(以下「融資」という。)は、この約款以下「融資」といふ。の定めるところにより、貸融自動車(以下「レンタカー」といふ。)を受人に貸渡すものとし、受人はこれを借り受けるとします。なお、総務に定めない事項については、法令又は一般の慣習によるもとします。

2. 当社は、融資の期間、法令、行政規則及び一般の慣習に反しない範囲で特別に定めることができます。特約した場合には、当該特約と総務がその約款において抵触する部分においては、当該特約が総務に優先することとします。

۲۷۰



10

2. 例：「私は、仕事のため、この会社で働いています。」→ 「私は、仕事のため、この会社で働いています。」

卷之三

- なければならぬものとします。

卷之三

2. 借入人が、予約した書類届出額を1週間に以上超過しても貸渡し手続ぎに着手しなかったときは、当社が特別に認めた場合を除き、

۲۰



5

1. 当社は、借受人から予約のあった加賀屋クラスのレンタカーを貸すことなどができないときは、予約と異なる加賀屋クラスのレンタカー（以下「レンタカー」という。）の貸渡しを専門人に申し入れてもらえるものとします。予約と異なる加賀屋クラスのレンタカー（以下「レンタカー」という。）の貸渡しを専門人に申し入れてもらえるものとします。
  2. 借受人が前項の通りに予約したときは、当社が予約確認料などを支払った加賀屋クラスの貸渡料金のいずれか低い料金とします。
  3. 借受人が第1項の「セブンレンタカー」の貸渡しの申し受けを拒否したときは、予約料を取り消されたものとします。
  4. 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときには第4条第4項を、当社の責に帰すべき事由によるときは第4条第5項を適用します。

九

- 当社及び契約者は、予約取り消され、又は賃貸契約が締結されなかつたことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何等の賠償をしないものとします。

۷۲

1. 借受人は、当社に代わって子細な交渉を取り扱う旅行代理店、掲示会社等（以下「代理店等」といいます。）において子細の申込みをすることがござります。

2

- 第3章 貸渡し  
第8条（貸渡契約の締結）  
1. 借受人は第2条第1項に定める能定条件を明示し、当社が承認、利用規約、料金支払により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、借受人又は運送者が第9条第1項又は第2項等のいずれかに該当する場合を除きます。

32

- 第8条（貸金取引の締結）**  
1. 借入人が第2項第1項に定める借入条件を明示し、当社が承認、利用規約、料金表等により貸渡条件を明示して、貸金取引を締結するも  
します。ただし、借入人又は適用規則第9条第1項又は第2項及び他のいかなる場合に該当する場合を除きます。

15

- します。ただし、信受人又は取扱記者が第9条第1項又は第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

3. 貸送元が該請求を認めた場合、借入人は当該請求に従事し、貸送元の該請求が該請求に對するものと見なすことはできません。  
借入人は、免責的賃借権に付する場合は、貸送元が該請求に對するものと見なすことはできません。





号の「サブカル」に該当することが判明したときは又は借入人若しくは連絡者がレンタルカードを使用中に次第に該当した場合は、何らの報告を要せずに貸出取扱いを解除しレンタルカードの返却を請求できるものとし、この場合、借入人又は連絡者は、第3条の定めにより直ちにレンタルカード及び備品を当社に返却するとともに、未精算金又は未納料金がある場合には、直ちにこれを当社に支払います。

## 2. 前項の場合、当社は支取済の貸出料金を借入人に返還しないものとします。

### 第9章 個人情報

#### 第32条 (個人情報の利用目的)

1. 借受人及び連絡者は、当社が下記の目的で借入人及び連絡者の方に個人情報を収集し、利用することを同意します。収集する個人情報

(1) 金利等の算定に記載された借入人及び連絡者の氏名、住所、電話番号等の情報

(2) 加盟クラブ、用途、借定期間、貸出料金の内容に関する情報  
3) 借受人及び連絡者が第3条第5項に基づき提出した連絡名前記載印に記載された情報、同条第6項に基づき告知を受けた連絡電話番号等並びに同条第7項に基づき提供を受けたクレジットカード情報

### 記

#### 利用目的

イ、貸出料金に基づく権利行使、報酬等及び料金管理(第18条第4項に基づく貸出料金会への報告、第18条第6項及び第23条第1項に並びに借入人及び連絡者から本人確認、審査、借受人及び連絡者からの開設を終了した場合を除く場合)

ロ、当社が取り扱う商品、サービスや各種イベント、キャンペン等に対する、宣伝用脚本の送付、電話、電子メール等による案内

ハ、ファミリーレンタルカード料金の企画・開発又は各種報酬制度向上策等を検討するためのアンケート調査

ニ、ファミリーレンタルカード料金の企画・開発又は各種報酬制度向上策等を検討するためのアンケート調査

ホ、会員登録料金の企画・開発又は各種報酬制度向上策等を検討するためのアンケート調査

ト、会員登録料金の企画・開発又は各種報酬制度向上策等を検討するためのアンケート調査

2. 当社は、前項によって収集した借受人及び連絡者の個人情報を当社プライバシーポリシーに従って適切に管理いたします。

### 第10章 紛糾

#### 第35条 (相談)

当社は、相談に基づく借入人又は連絡者に対する企画提案があるときは、借入人又は連絡者の当社に対する企画提案といつても相談することができるものとします。

#### 第36条 (相談)

借受人又は連絡者は、約款に基づく既に課される料金(地方消費税を含みます。)を当社に対して支払うものとします。

#### 第37条 (返却料金)

1. 当社は、約款の細則を別に定めるものとし、当該細則は約款と同等の効力を有するものとします。  
2. 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の実行する利用規約、パンフレット等にこれを記載するものとします。これを変更した場合は同様とします。

#### 第38条 (細則)

1. 当社は、約款の細則を別に定めるものとし、当該細則は約款と同等の効力を有するものとします。  
2. 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の実行する利用規約、パンフレット、料金表及びパンフレット等にこれを記載するものとします。

#### 第39条 (合意管轄裁判所)

約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店若しくは営業部の所在地、借受地若しくは連絡者の所在地を管轄する地方裁判所又は最高裁判所をもって第一審の合意管轄裁判所とします。

### 附則

本約款は、平成28年5月1日から施行します。

神奈川県横浜市西区美しが丘3-16-53

robocond101

株式会社 アフラン研究所

tel 008-987-1176